

第二期大阪府視覚障がい者等の
読書環境の整備の推進に関する計画
(読書バリアフリー計画)

令和8(2026)年3月

大阪府

目次

第1章 はじめに（計画の策定にあたって）	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の理念・役割	2
3. 計画の対象	2
4. 計画期間	2
5. SDGsとの関係	2
第2章 第一期大阪府読書バリアフリー計画の振り返り（令和3年度～令和6年度）	4
1. 読書を取り巻く環境の変化	4
2. 大阪府の5つの方向性に基づく取組と実績	5
3. 課題の把握と今後の方向性	11
第3章 基本方針及び施策の方向性	13
1. 基本方針	13
2. 施策の方向性と取組内容	13
<方向性1>アクセシブルな書籍等の充実	13
<方向性2>公立図書館等の人材育成・体制整備	14
<方向性3>利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実	15
<方向性4>図書館サービスに係る情報発信	16
<方向性5>国、市町村との連携	17
第4章 基本的施策に関する指標	18
第5章 おわりに	19
用語集	20

参考資料	23
アクセシブルな書籍・電子書籍等の例（視覚障がい者等が利用しやすい書籍）	24
読書支援機器の例（視覚障がい者等の読書を支援するための機器（道具））	25
参考データ	26
大阪府内のサピエ図書館加入施設一覧（2025.11 現在）	30
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	31
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）	35
著作権法（抜粋）	36
国立国会図書館・サピエ図書館・大阪府立図書館	37
大阪府立中央図書館の利用案内（令和7（2025）年度版）	38
大阪府内の点字図書館	42

＊「障害」の「害」のひらがな表記の取り扱いについて

大阪府では、障がいのある方の思いを大切に、府民の障がい者理解を深めていくため、大阪府が作成する文書等においてマイナスのイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。

【取り扱いの原則】

「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とします。

※ただし、次に掲げる場合は、引き続き、「障害」を漢字で表記します。

- ・法令、条例、規則、訓令等の例規文書（ただし、法令や条例・規則・訓令等に基づき定義されている制度・事業・府の組織の名称について、法的効力を伴わない一般的な文書等において使用する場合は、ひらがな表記を基本とします。）
- ・団体名などの固有名詞
- ・医学用語・学術用語等の専門用語として漢字使用が適切な場合
- ・他の文書や法令等を引用する場合
- ・その他漢字使用が適切と認められる場合

＊本文中に「※（数字）」が付いている語句について

20 ページ以降の「用語集」に解説があります。

第1章 はじめに（計画の策定にあたって）

1. 策定の趣旨

令和元年6月21日、議員立法により成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）は、視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。なお、以下「視覚障がい者等」という。）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

この法律に基づき、国は令和2年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第一期）」を策定し、地方公共団体に対しても地域の実情を踏まえた計画の策定が求められました。大阪府では、令和3年度から5年間を計画期間とする「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）」（以下「大阪府読書バリアフリー計画」という。）を策定し、読書環境の整備に取り組んできました。

その後、社会全体で情報アクセスへの関心が高まる中、令和4年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、令和6年には「障害者差別解消法の改正法」が施行され、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。さらに、著作権法の改正により、図書館等による著作物の公衆送信や、著作権者の意思確認が困難な場合の裁定制度の創設など、読書支援に資する制度整備も進められています。

こうした社会的・制度的な変化を踏まえ、令和7年3月には国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）」（以下「基本計画（第二期）」という。）が策定され、第一期の成果を踏まえた内容の更新に加え、新たな指標の設定や施策の充実が図られ、進捗管理を行いながら施策を推進することとされています。

大阪府においても、第一期大阪府読書バリアフリー計画の基本的な施策の方向性を継承しつつ、国の基本計画（第二期）を踏まえた第二期大阪府読書バリアフリー計画を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書を通じて文化的な豊かさを享受できる社会の実現をめざし、取り組んでいきます。なお、本計画は、「第5次大阪府子ども読書活動推進計画」や「第5次大阪府障がい者計画」など、関連施策との連携を図りながら、より効果的な読書環境の整備を推進していきます。

2. 計画の理念・役割

本計画は、国の計画と同様に、障がいの有無にかかわらず、すべての府民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じ、障がい者の社会参加・活躍の推進と、すべての人が支え合って生きるインクルーシブな社会の実現をめざしています。

読書は、一生涯にわたって、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽のみならず、生活するために必要な情報を得る手段であり、教育や就労を支える重要な活動です。

しかしながら、視覚障がい者等が利用しやすい書籍等の発行数は、一般書籍と比べ依然として少ない状況にあります。

そのため、障がい等の有無にかかわらず、誰もが読みたい書籍に出合い、触れるための環境整備は大変重要です。大阪府では、これまでの取組の成果を踏まえ、読書バリアフリーのさらなる推進に向けて、継続的かつ計画的に取り組んでいきます。

また、本計画は「誰一人取り残さない」という理念を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に基づき、SDGs（持続可能な開発目標）の達成にも貢献する計画とします。

3. 計画の対象

本計画は、視覚障がい者（盲、弱視、盲ろう等）、読字に困難がある発達障がい者（ディスレクシア等）、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である者を対象としています。

なお、読書環境の整備にあたっては、聴覚障がい者、知的障がい者、高齢者、外国人等、さまざまな状況により読書や図書館の利用に困難を伴う人へも配慮します。

4. 計画期間

本計画期間（第二期）は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。策定後は、定期的に進捗状況を把握・評価しながら、必要に応じて見直しを行います。

5. SDGs との関係

視覚障がい者等の読書環境を整備することは、障がいのある方の社会参加と活躍の推進、共生社会の実現に寄与するとともに、SDGs の目標達成にも貢献します。

<関連するゴール>

- 4 質の高い教育をみんなに
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 16 平和と公正をすべての人に



持続可能な開発目標 (SDGs) について

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことが宣言されています。



第2章 第一期大阪府読書バリアフリー計画の振り返り (令和3年度～令和6年度)

1. 読書を取り巻く環境の変化

令和3年度に策定された第一期大阪府読書バリアフリー計画は、障がいの有無にかかわらず、すべての府民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現をめざし、読書環境の整備と支援の充実に取り組んできました。

本計画の期間中には、ICT技術の進展や法制度の整備、社会的意識の高まりなど、読書を取り巻く環境に大きな変化が見られました。これらの変化は、読書手段やサービスの在り方にも影響を及ぼし、より柔軟で多様な読書環境の構築が求められるようになっていきます。

本章では、第一期大阪府読書バリアフリー計画の成果と課題を整理するとともに、国の動向や技術革新を踏まえた今後の方向性について検討します。具体的には、読書環境の変化、法制度の整備、読書手段の多様化、アクセシブルな書籍^{※1}の課題、国の基本計画（第二期）の内容、そして大阪府における5つの方向性に基づく取組と実績について、順を追って振り返ります。

(1) 視覚障がい者等の読書環境の変化

令和3年に第一期大阪府読書バリアフリー計画を策定して以降、技術の進展や社会的意識の高まりにより、視覚障がい者等の読書環境は大きく変化しています。特にインターネットの普及により、書籍以外にも多様な情報源へのアクセスが可能となり、個々のニーズに応じた読書スタイルが広がっています。

(2) 法制度の変化と社会的対応

法制度の面では、障がい者による情報取得や意思疎通の支援が法的に位置づけられ、民間事業者による合理的配慮の提供も義務化されました。これにより、社会全体として情報保障への関心が高まりを見せています。

(3) 読書手段の多様化

読書手段は近年、大きく変化しています。従来は、著作権法第37条に基づいて製作された点字図書^{※2}、録音図書^{※3}、拡大図書^{※4}等の書籍が、視覚障がい者等の読書環境を支える中心でした。現在は、それらに加え、市場で流通する電子書籍^{※5}や、同法第37条第3項に基づいて製作されるアクセシブルな電子書籍の普及により、より多様で柔軟な読書環境の提供が可能となっています。これにより、視覚障がい者等の読書の選択肢は広がりつつあります。こうした変化は、読書手段の可能性を広げる一方で、新たな課題も浮き彫りにしています。

(4) 書籍整備の課題

こうした読書手段の拡充にもかかわらず、視覚障がい者等が利用しやすい書籍の整備は依然として十分とは言えない状況にあります。アクセシブルな電子書籍の製作数や対応ジャンルには偏りがあり、利用者のニーズに応じたコンテンツの提供が追いついていないのが現状です。

国も「視覚障害者等が利用しやすい書籍等は必ずしも十分に整備されているとは言えず、障害の有無にかかわらず全ての国民が文字・活字文化を等しく恵沢できる状況とはなっていない。」との認識を示しており、読書環境の充実に向けて、アクセシブルな書籍の普及促進、製作体制の強化、情報提供の充実など、さらなる取組が求められています。

(5) 国の「基本計画（第二期）」（令和7年3月策定）

令和7年3月に策定された国の基本計画（第二期）では、技術の進展や社会的変化を踏まえた施策が示されています。中でも、アクセシブルな電子書籍の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供が重要な柱として位置づけられており、図書館サービスの充実、端末機器の利用支援、製作人材の育成など、読書環境のさらなる向上に向けた具体的な取組が推進されています。

2. 大阪府の5つの方向性に基づく取組と実績

第一期大阪府読書バリアフリー計画では、以下の5つの方向性に基づき、読書環境のバリアフリー化に向けた取組を進めました。

<方向性1>アクセシブルな書籍等の充実

(読書バリアフリー法第9、10条関係)

障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書を楽しめる環境づくりをめざして、アクセシブルな書籍の充実に取り組んできました。利用者のニーズに応じた書籍等の収集・製作を継続するとともに、国立国会図書館やサピエ図書館^{※6}と連携し、全国的な情報共有と利用促進を図りました。また、公立図書館や点字図書館^{※7}、学校図書館との連携を強化し、誰もが使いやすい図書館づくりに努めました。

○主な取組内容

(1) アクセシブルな書籍の収集・製作

大阪府立図書館（以下「府立図書館」という。）、大阪府立点字図書館（以下「府立点字図書館」という。）では、視覚障がい者等のニーズに応じて、点字図書・録音図書・拡大図書、LLブックなどのアクセシブルな書籍を収集・製作に努めました。（参考データ：別表1、2）

(2) 全国的な情報共有の推進

大阪府立中央図書館（以下「府立中央図書館」という。）、府立点字図書館で製作した点訳^{*8}・音訳^{*9}資料のデータを国立国会図書館やサピエ図書館に提供し、全国の利用者がアクセスできるネットワークの充実に努めました。（参考データ：別表3）

(3) 市町村図書館等への支援と連携強化

府立図書館では、府内の市町村図書館や図書館が未設置の町村に対して、近隣市町村の図書館や府立図書館との連携による図書の貸出を行っているほか、府内全43市町村を対象に、毎週1回協力車を運行して資料の搬送を行っています。また、障がい者サービスに関する情報交換会の開催や、市町村の司書を対象とした研修の実施、特別貸出用図書セットにおけるアクセシブルな書籍のセットの提供など、支援や図書館間の相互協力を通じて、読書環境の整備と利便性の向上に努めるとともに、府域市町村図書館等との協力貸出業務担当者連絡会を開催し、情報共有を図りました。さらに、府立中央図書館のホームページに「学校支援のページ」を設け、特別支援学校^{*10}（以下「支援学校」という。）を含む学校向けに、テーマ別・対象別の特別貸出用図書セットの提供や大阪府立高等学校図書館への協力貸出をするなど、学校における読書環境づくりの支援にも努めました。（参考データ：別表4）

(4) 情報発信の強化

大阪府教育庁では、さまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットを作成し、関係機関へ配布しました。また、点字の仕組みなどを含む情報を掲載した「さまざまな読書の方法及び図書館情報等を紹介する」ページをホームページ上に公開し、読書バリアフリーへの理解促進と関心喚起に努めました。加えて、府内公立図書館で開催されるイベント情報をホームページで紹介し、情報発信に努めました。

(5) 市場動向の調査等

府立中央図書館では、電子書籍の市場動向や全国の導入状況について調査・検討を行い、今後の施策に活かすための基礎資料を整備しました。

<方向性2>公立図書館等の人材育成・体制整備

(読書バリアフリー法第9、10、11、15、17条)

障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書を楽しめる環境を整えるため、図書館職員や点訳・音訳を担う人材の育成に取り組みました。公立図書館、学校図書館、点字図書館の連携を強化し、利用者のニーズに応じた適切なサービス提供が可能となるよう、職員を対象とした研修を実施しました。

また、点訳者・音訳者の養成を進めるとともに、さまざまな読書方法に関する情報提供を通じて、利用者が読書への関心を高めるきっかけづくりにも努めました。

○主な取組内容

(1) 職員向け研修の実施

公立図書館、学校図書館、点字図書館の職員を対象に、障がい者サービスや読書支援機器^{※11}の操作方法に関する研修会を開催し、利用者に寄り添った対応スキルの向上を図りました。（参考データ：別表5、10）

(2) 学校図書館との連携強化

府立図書館では、大阪府立学校対象 協力貸出業務担当者情報交換会（以下「情報交換会」という。）を開催し、学校図書館との連携体制の強化を図っています。

また、府立中央図書館のホームページに「学校支援のページ」を設け、支援学校^{※10}を含む学校向けに、テーマ別・対象別の特別貸出用図書セットの提供や大阪府立高等学校図書館への協力貸出をするなど、学校における読書環境づくりの支援にも努めました。

（参考データ：別表6）

(3) 点訳者・音訳者の養成

府立点字図書館において、点訳者・音訳者の養成講座を開催し、アクセシブルな書籍の継続的な製作体制の確保に努めました。（参考データ：別表7）

(4) 障がい当事者の雇用による支援体制の強化

府立中央図書館では、ピアサポート^{※12}が可能な障がい当事者を非常勤職員として雇用し、利用者支援の充実を図っています。令和3年度より1名、令和6年度からは2名体制で運用しています。

(5) 情報発信の強化（再掲：方向性1ー主な取組内容（4））

大阪府教育庁では、さまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットを作成し、関係機関へ配布しました。また、点字の仕組みなどを含む情報を掲載した「さまざまな読書の方法及び図書館情報等を紹介する」ページをホームページ上に公開し、読書バリアフリーへの理解促進と関心喚起に努めました。加えて、府内公立図書館で開催されるイベント情報をホームページで紹介し、情報発信に努めました。

<方向性3>利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実 (読書バリアフリー法第9、14、15条)

障がいの有無にかかわらず、すべての府民が利用しやすい読書環境の整備をめざし、施設のバリアフリー化（手すりやスロープの設置等）や、拡大読書器^{※13}、活字文書読上げ装置などの読書支援機器の整備を進めました。さらに、インターネットを活用した貸出申込サービスなどの周知や、日常生活用具給付補助事業の継続的な実施にも取り組みました。また、制度の活用と情報発信を通じて、さまざまな読書方法への理解と関心を促す取り組みを進め、ハード・ソフト両面から読書環境の充実を図りました。

○主な取組内容

(1) 施設のバリアフリー化と機器整備

府立中央図書館では、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、段差の解消や配慮されたトイレ・エレベーターの設置、点字・ピクトグラム^{※14}による案内表示など、施設面でのバリアフリー化を実施しています。また、府立中央図書館及び府立点字図書館において、対面朗読室や拡大読書器、活字文書読上げ装置などの読書支援機器を整備し、視覚障がい者等の利用環境の向上に努めました。

(2) 情報発信の強化（再掲：方向性1－主な取組内容（4））

大阪府教育庁では、さまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットを作成し、関係機関へ配布しました。また、点字の仕組みなどを含む情報を掲載した「さまざまな読書の方法及び図書館情報等を紹介する」ページをホームページ上に公開し、読書バリアフリーへの理解促進と関心喚起に努めました。加えて、府内公立図書館で開催されるイベント情報をホームページで紹介し、情報発信に努めました。

(3) 制度の活用による支援

府内43市町村に対し、日常生活用具給付補助事業を継続実施しており、国が費用の2分の1以内、府が4分の1以内での補助を行っています。また、さまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットにも、日常生活用具給付等事業に関する情報を掲載し、制度の周知を図りました。

(4) 読書支援機器の利用案内

府立図書館、学校図書館、府立点字図書館、地域のICTサポートセンター^{※15}等において、アクセシブルな電子書籍等を利用するための機器の使用方法などの案内をしました。

(5) イベントによる体験機会の提供

府立中央図書館及び福祉部が開催したイベントでは、読書支援機器の体験やパソコンを活用した図書館資料（マルチメディアデジターや手話付き DVD など）の利用方法の紹介及び視覚障がい者等が実際に機器に触れ、読書環境を体験できる機会を提供しました。（参考データ：別表 8、9）

<方向性 4>図書館サービスに係る情報発信

（読書バリアフリー法第 9、10 条）

障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書支援サービスを円滑に利用できるよう、府立図書館・府立点字図書館・サピエ図書館などが提供するサービスの内容や利用方法について、リーフレットやホームページを通じて積極的に情報発信を行いました。これにより、支援制度やサービスの認知度向上を図るとともに、潜在的な利用ニーズの掘り起こしを進め、より多くの方がサービスを利用しやすい環境づくりに努めました。

○主な取組内容

(1) 情報発信の強化（再掲：方向性 1－主な取組内容（4））

大阪府教育庁では、さまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットを作成し、関係機関へ配布しました。また、点字の仕組みなどを含む情報を掲載した「さまざまな読書の方法及び図書館情報等を紹介する」ページをホームページ上に公開し、読書バリアフリーへの理解促進と関心喚起に努めました。加えて、府内公立図書館で開催されるイベント情報をホームページで紹介し、情報発信に努めました。

(2) 教育現場への周知

さまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットを府立支援学校^{※10}の学校図書館に掲示するよう依頼し、読書支援サービスの周知を図りました。府立図書館では、学校図書館間の連携強化を目的とした情報交換会を開催し、大阪府立高等学校図書館への協力貸出を通じて支援を行いました。また、支援学校の見学対応時にも利用案内を行いました。

(3) イベントによる体験機会の提供（再掲：方向性 3－主な取組内容（5））

府立中央図書館及び福祉部が開催したイベントでは、読書支援機器の体験やパソコンを活用した図書館資料（マルチメディアデジターや手話付き DVD など）の利用方法の紹介及び視覚障がい者等が実際に機器に触れ、読書環境を体験できる機会を提供しました。（参考データ：別表 8、9）

(4) 医療従事者への周知

一般社団法人大阪府医師会及び一般社団法人大阪府眼科医会に加盟する医療従事者に対して、読書支援サービスを紹介するリーフレットを配布し、認知拡大を図りました。

(5) 福祉関係機関・当事者団体への周知

各市町村の福祉事務所や視覚障がい者等の当事者団体にさまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットを配布し、読書支援サービスの周知を行いました。

また、府立中央図書館及び福祉部が開催したイベントでは、府内4か所の点字図書館などのリーフレットを配架し、図書館の利用促進に努めました。（参考データ：別表8）

<方向性5>国、市町村との連携（読書バリアフリー法第5、9、17条）

障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書を楽しめる環境の整備を進めるため、大阪府では市町村等と連携し、府内の現状や課題を国に報告するとともに、必要な支援について要望を行いました。あわせて、書籍のアクセシブル化や電子書籍の拡充、障がい等級による利用制限などの課題についても、制度改善に向けた働きかけを実施しました。

○主な取組内容

(1) アクセシブルな書籍の充実に向けた要望

一般書籍の出版と同時に電子書籍等が提供されることが、最も効率的かつ効果的な方策であると考え、国に対してその推進を要望しました。あわせて、読書支援機器の整備やアクセシブルな書籍の充実に向けた支援も求めました。

(2) 製作体制の見直しと人材育成の支援

現在、アクセシブルな書籍は、大部分を無償のボランティアが製作している状況であるため、国に対して点訳者・音訳者の育成や体制整備に対する財政支援の拡充を要望しました。また、読書支援機器の操作習得や資料製作のための講習会など、人材育成に必要な措置も求めました。

(3) 図書館利用環境の整備とサービス対象の拡大

視覚障がい者等が電子書籍をより利用しやすくするため、端末機器の入手支援を要望しました。さらに、障がい者手帳の有無や記載内容に関わらず、誰もが読書支援サービスを受けられるよう、対象範囲の拡大についても国に検討を求めました。

(4) 図書館現場との意見交換と情報共有

府立中央図書館で開催された公立図書館障がい者サービス担当者情報交換会において、市町村における取組状況などの情報共有を行うとともに、国への要望内容についても情報共有を図りました。

(5) 市町村図書館との連携強化

府立図書館では、府内の市町村図書館や図書館が未設置の町村に対して、近隣市町村の図書館や府立図書館との連携による図書の貸出を行っているほか、府内全43市町村を対象に、毎週1回協力車を運行して資料の搬送を行っています。また、障がい者サービスに関する情報交換会の開催や、市町村の司書を対象とした研修の実施、特別貸出用図書セットにおけるアクセシブルな書籍のセットの提供など、支援や図書館間の相互協力を通じて、読書環境の整備と利便性の向上に努めました。（参考データ：別表4）

3. 課題の把握と今後の方向性

(1) 課題の把握

第一期大阪府読書バリアフリー計画に基づき、読書環境の整備を進めてきた結果、一定の成果が得られた一方で、いくつかの課題も明らかとなりました。これらの課題に対しては、今後も継続的な検討と対応が求められます。

まず、一般書籍と電子書籍の同時出版については、視覚障がい者等の多様なニーズに対応できるようアクセシブルな書籍等の充実を図るため、国への要望を重ねてきましたが、体制整備は未だ実現していません。出版業界や関係機関との連携強化が不可欠であり、引き続き働きかけを行う必要があります。

次に、点訳・音訳奉仕員（ボランティア）の人材育成については、研修や養成講座を通じて育成に取り組んできたものの、十分な人材の確保や安定した体制整備には至っていません。継続的な人材育成と支援体制の強化が、安定したサービス提供のために重要です。

また、当事者への情報提供に関しても課題が残っています。ホームページやリーフレットによる周知を行ってきましたが、令和5年度「福祉行政報告例」によると、大阪府内の視覚障がい者は24,809人、肢体不自由障がい者は194,181人に対し、府立図書館の障がい者サービス利用登録者は約330人、府内4つの点字図書館の利用登録者は延べ約7,600人とどまっています。

上記は一例ではありますが、これらの人数を見ますと、必要な情報が十分に届いていない可能性がうかがえます。そのため、より効果的な情報発信方法の検討と、支援へのアクセス環境の整備が求められます。

さらに、第二期大阪府読書バリアフリー計画の策定にあたり、関係団体等から以下のような意見が寄せられました。

- ・ アクセシブルな書籍は、一般書籍の出版から発行までに時間がかかる
- ・ 点訳・音訳等を行う制作ボランティアが不足している
- ・ 読書が困難である理由への理解を深める研修の実施が望まれる

これらの課題や意見を踏まえ、今後はより効果的な情報発信の方法を検討し、当事者が必要な支援にアクセスしやすい環境づくりを進めることが重要です。

(2) 第二期大阪府読書バリアフリー計画に向けた方向性

第二期大阪府読書バリアフリー計画では、第一期で明らかとなった課題への対応を図るとともに、次章において示す各方向性に基づく具体的な取組を推進していきます。特に、読書環境のさらなる充実と、誰もが必要な支援にアクセスできる社会の実現に向けて、以下の施策を重点的に取り組んでまいります。

- ・ 一般書籍の出版と同時に電子書籍等が提供されるよう、引き続き国への要望を継続
- ・ 視覚障がい者等に読書支援サービスの情報が確実に届くよう、周知方法の見直しと情報発信の強化
- ・ 点訳・音訳等を担う人材の育成に係る研修や養成講座の継続
- ・ 新たに指標を作成し、進捗状況の把握と評価を実施

(3) 誰もが読書を楽しめる社会の実現へ

読書を楽しみたいという思いは、障がいの有無にかかわらず、すべての人に共通するものです。視覚障がい者等の読書環境の現状や課題を共有し、理解を深める取組みを推進することが重要です。

これまでの大阪府読書バリアフリー計画の成果をさらに発展させ、誰もが文字・活字文化の恩恵を享受できる社会の実現に向けて、継続的かつ計画的な取組を進めてまいります。

第3章 基本方針及び施策の方向性

1. 基本方針

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することをめざし、第一期大阪府読書バリアフリー計画において定めた5つの方向性を継承し、計画を推進します。

<方向性1>アクセシブルな書籍等の充実（読書バリアフリー法第9、10条）

<方向性2>公立図書館等の人材育成・体制整備

（読書バリアフリー法第9、10、11、15、17条）

<方向性3>利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実

（読書バリアフリー法第9、14、15条）

<方向性4>図書館サービスに係る情報発信（読書バリアフリー法第9、10条）

<方向性5>国、市町村との連携（読書バリアフリー法第5、9、17条）

2. 施策の方向性と取組内容

<方向性1>アクセシブルな書籍等の充実

（読書バリアフリー法第9、10条関係）

【基本的な考え方】

利用者のニーズに応えるため、引き続き、アクセシブルな書籍等の収集及び製作を行うとともに、製作されたアクセシブルな書籍等を国立国会図書館やサピエ図書館と共有するなど、利用しやすいアクセシブルな書籍等の充実に取り組みます。

（取組内容）

- 公立図書館、点字図書館における点字図書や録音図書、LLブック^{※16}、拡大図書、デイジー図書^{※17}等の収集・製作を継続します。
- 公立図書館、点字図書館で製作した点訳・音訳資料データ等について、国立国会図書館、サピエ図書館への提供を継続することにより、アクセシブルな資料やデータが全国的に利用できるネットワークの充実に寄与します。
- 公立図書館、学校図書館、点字図書館、国立国会図書館、サピエ図書館の連携による相互貸出を引き続き実施します。

- 府立図書館では、デジタルデバイスの活用の検討を行うとともに、無料コンテンツの紹介等の取組を進め、より良い読書環境が整備されることをめざします。

<方向性2>公立図書館等の人材育成・体制整備 (読書バリアフリー法第9、10、11、15、17条)

【基本的な考え方】

公立図書館、学校図書館、点字図書館間での連携を図るとともに、アクセシブルな書籍等を提供する図書館等の職員が利用者ニーズに沿った適切な対応スキルを身に付けるための研修の実施、アクセシブルな書籍等を製作する点訳者や音訳者の養成に取り組み、視覚障がい者等の読書環境整備を担う人材の確保に努めます。

(取組内容)

- 利用者と接する公立図書館、学校図書館、点字図書館職員を対象に、障がい者サービスを理解し、支援方法を習得するための研修や読書支援機器の使用方法を学ぶための研修を実施します。
- 司書教諭や学級担任、通級^{※18}による指導を担当する教員、リーディングスタッフ^{※19}(特別支援教育コーディネーター)等の教員間連携、地域のボランティアなどの協力者との連携を図り、学校図書館の活用を支援します。
- 公立図書館、点字図書館において、点訳者や音訳者等の養成講座を開催し、アクセシブルな書籍の継続的な製作支援に努めます。
- 公立図書館、点字図書館における特定書籍^{※20}や特定電子書籍^{※21}等の製作を支援するため、ノウハウや基準等の情報共有を図ります。
- 府立中央図書館において、障がい当事者でピアサポートができる人材の確保に取り組みます。
- 点訳・音訳資料の製作過程や、それらを用いて読書を行っている視覚障がい者等の声を広く府民に紹介することなどにより、多様な読書方法があることを知り、興味や関心を抱くきっかけとなるよう取り組みます。

<方向性3>利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実 （読書バリアフリー法第9、14、15条）

【基本的な考え方】

手すりやスロープの設置など施設のバリアフリー化、読書支援機器等（拡大読書器・活字文書読上げ装置など）の機器整備、インターネット等を利用した貸出申込などの障がい者向けサービス等の周知、読書支援機器等の給付事業や使用方法に関する支援等を引き続き行うことにより、ハード・ソフトの両面から視覚障がい者等の読書環境の充実を図ります。

（取組内容）

- 図書館施設の段差解消、利用者に配慮したトイレやエレベーターの設置、点字やピクトグラムを使用したわかりやすい表示をはじめ、対面朗読室や拡大読書器等の読書支援機器の整備について、引き続き取り組みます。
- 公立図書館の窓口で障がい者向け利用サービスを紹介するリーフレットを配布するなど、情報提供体制の充実を図ります。
- 市町村における日常生活用具給付等事業について、国と大阪府による市町村への費用の一部負担を継続します。
- 公立図書館、学校図書館、点字図書館、地域のICTサポートセンター等において、アクセシブルな電子書籍等を利用するための読書支援機器の利用方法や入手方法について案内します。
- 読書支援機器の操作方法を習得するための講習会等が身近な地域で受講できるよう、市町村や機器製造メーカーと連携した使用体験講習会の実施に向け、検討します。

<方向性4>図書館サービスに係る情報発信 (読書バリアフリー法第9、10条)

【基本的な考え方】

公立図書館、点字図書館、サピエ図書館等が視覚障がい者等に提供しているサービスについて、その内容や利用方法等が十分に周知されるよう、あらゆる手段を用いて広報し、潜在的利用ニーズの掘り起こしを進めます。

(取組内容)

- 利用しやすいアクセシブルなホームページを作成します。
- 公立小・中学校、義務教育学校、高等学校及び支援学校^{※10}において、学校図書館をはじめ公立図書館や点字図書館の利用方法について周知を行います。
- 公立図書館や点字図書館、サピエ図書館及び国立国会図書館で実施されているサービスについて、その内容を周知します。
- アクセシブルな書籍等を「見て、聴いて、触れる」体験型イベントの実施に向けて取り組みます。
- かかりつけ医などの身近な医療機関等を通じた情報発信方法について検討し、読書支援サービスの周知に取り組みます。
- 地域において住民生活を支援するボランティアや視覚障がい者等の当事者団体、家族会等の支援団体に対し、情報発信に係る協力を依頼し、アクセシブルな書籍等の利用の拡大を図ります。

<方向性5>国、市町村との連携（読書バリアフリー法第5、9、17条）

【基本的な考え方】

書籍のアクセシブル化をはじめ、読書環境の整備の推進に必要な措置について、市町村等と連携し、大阪府内の現状を国へ伝えるとともに、要望を行います。また、電子書籍等の拡大や障がい等級による利用制限等については、国における制度改革の議論や研究成果の検証等を踏まえ、具体的に施策を実施するよう求めています。

（取組内容）

- アクセシブルな書籍等を充実させるためには、一般書籍の出版と同時に電子書籍等が販売されることが最も効率的・効果的な方策であることから、国における取組が進むよう要望を行います。また、書籍の出版時に、そのデータが点字図書館に提供されるよう求めます。
- アクセシブルな書籍等の製作は、大部分を無償のボランティアが担っている現体制について、その抜本的な見直しを国に求めています。
- 障がい者手帳の有無や手帳に記載された障がい種別・等級等による利用サービスの制約について、その対象範囲の拡大に向けた検討を国へ要望します。
- 国への要望にあたっては、利用者と身近に接している公立図書館や市町村と連携します。
- 大阪府、府立図書館及び府立点字図書館は、府内市町村における施策の推進を支援し、府域全体の読書環境整備を図ります。

第4章 基本的施策に関する指標

「施策に関する指標」を設け、これらの進捗状況を確認することで、着実な施策の推進をめざします。また、現在、実施している取組を継続し、視覚障がい者等の読書環境の整備に努めます。

施策の方向性		取組	実績（令和6年度）	目標
方向性1 第9条関係 第10条関係	アクセシブルな書籍等の充実	書籍等の収集（所蔵数） ※点字図書、LLブック、拡大図書、音声デイジー※22、デイジー図書等 ※書籍等の製作（タイトル）数を含む	58,474点 (内訳) ・府立図書館:9,425点 ・府立点字図書館:49,049点	令和12年度末 5,250点増 (63,724点※注)
		書籍等の製作（タイトル）数 ※点字図書、LLブック、拡大図書、音声デイジー※22、デイジー図書等	907点 (内訳) ・府立図書館:49点 ・府立点字図書館:858点	令和12年度末 4,500点
		年間データ提供数 ※府立図書館は国立国会図書館へ、府立点字図書館はサピエ図書館へ	府立図書館:49件 府立点字図書館:273タイトル	40件/年 270タイトル/年
方向性2 第9条関係 第10条関係 第11条関係 第15条関係 第17条関係	人材育成・体制整備	図書館サービス人材育成に係る研修会等の実施	【府立図書館】 ・手話研修 初級(23回)、中級講座(24回) 実践クラス(全12回) ・障がい者サービス研修会 基本研修(1回)、実務研修(2回)	毎年同水準以上の取組を継続する
		点訳者等の養成講座等の実施	【府立点字図書館】 ・点字奉仕員(ボランティア) 中級養成講座(全24回) ・朗読奉仕員(ボランティア) 中級養成講座(全24回)	
方向性3 第9条関係 第14条関係 第15条関係	読書環境サービスの充実	読書環境の充実	・対面朗読※23サービス(1,268件) ・郵送貸出(1,820件) ・パソコン利用支援(サピエ利用支援含む)(194人) ・読書支援機器等の貸出 ・レファレンスサービス※24	取組を継続する
方向性4 第9条関係 第10条関係	図書館サービスに係る情報発信	読書支援サービスを周知するイベント等の開催	・図書館見学(127人) ・図書館だより等の情報提供(年6回) ・見て・聴いて・さわって楽しむ読書の世界(イベント:1回) ・共に生きる障がい者フェスティバル(イベント:1回)	取組を継続する

※「方向性5 国、市町村との連携」は、国における制度改正の議論や研究成果の検証等を踏まえて具体的な施策を実施することを要望する取組であるため、指標は設定しないものとする。

※注：書籍等を廃棄した際は、目標所蔵数に変動が発生します。

第5章 おわりに

本計画（第二期）は、第一期大阪府読書バリアフリー計画におけるさまざまな取組を基に、進捗状況を踏まえて新たに指標を設定しました。今後、この第二期大阪府読書バリアフリー計画において設定した指標等を活用しながら進捗状況を適切に把握し、読書環境の整備を着実に推進していきます。

また、取組を推進するにあたっては、市町村や関係機関・団体等の理解と協力はもとより、府立図書館をはじめとする公立図書館、学校図書館、点字図書館においても、環境の整備や施策を充実させる必要があります。

本計画を推進することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての府民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することをめざすとともに、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じて障がい者の社会参加・活躍の推進と、すべての人が支え合って生きるインクルーシブな社会の実現をめざします。

用語集 (P. 4～22の※印の番号を説明しています。)

用語		本計画における意味
※1	アクセシブルな書籍	「アクセシブル」とは、利用しやすいさまをいい、「アクセシブルな書籍」は、読書バリアフリー法第2条第2項の「視覚障害者等が利用しやすい書籍」のこと。点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等、視覚障がい者等が、その内容を容易に認識することができる書籍。
※2	点字図書	6つの点を組み合わせて、文字や記号、数字、アルファベットを表す点字で記された図書。点字と点図（点を使って図や絵を表したものを）を使った点訳絵本もある。
※3	録音図書	耳で聴いて読書できるように、墨字（活字）の文章を声に出して読み、その音声を収録したもの。再生機を使用する。
※4	拡大図書	弱視の人などが読みやすいよう、通常の書籍より文字や図を拡大して製作された図書。
※5	電子書籍	電磁的に記録され、電子端末機器を用いて読めるようにした書籍。動画や音声再生可能なものもある。電子書籍には、あらかじめ固定されたレイアウトで表示される「固定レイアウト型」と端末の画面に合わせて自動表示され、文字の大きさも変更できる「リフロー型」がある。
※6	サピエ図書館	視覚障がい者及び視覚による表現の認識に障がいのある人に対して点字データ、デイジーデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。
※7	点字図書館	点字、録音、デイジー図書等の製作・貸出やレファレンスサービス、デイジー図書再生機の貸出等、目の見えない、見えにくい人などへの情報提供サービスを行っている施設。 大阪府内には、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター点字図書館、大阪市立早川福祉会館点字図書室、社会福祉法人日本ライトハウス情報文化センター、堺市立健康福祉プラザ点字図書館がある。
※8	点訳	文字や文章を点字化すること。
※9	音訳	文字や文章を音声化すること。

※10	特別支援学校 (支援学校)	学校教育法第 72 条に定められている、視覚・聴覚・知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）のための学校。大阪府が所管する特別支援学校は、校名に「特別」をつけず、「支援学校」としている。
※11	読書支援機器	視覚障がい者等の読書を支援するための機器で、点字ディスプレイ、デイジープレイヤー、拡大読書器等がある。
※12	ピアサポート	「仲間同士の支え合い」を表す言葉。ここでは、障がい当事者による支援のこと。
※13	拡大読書器	カメラで撮影した文字や画像を拡大したり、背景と文字を白黒表示することにより、読み書きを支援する機器。据置型と持ち運びができる携帯型などがある。
※14	ピクトグラム	絵文字や絵を使った図表を用いて、情報や注意を示すために表示される記号。
※15	ICT サポート センター	障がい者等の ICT（情報通信技術）の利用機会の拡大や活用能力の向上を目的として、パソコンボランティアの養成や派遣、ICT 機器の紹介、貸出・利用に係る相談、サピエ図書館等のインターネットサービスの利用支援等を行う拠点。大阪府では、大阪府 IT ステーションで障がい者向け IT 支援機器・ソフトの展示も含め実施しています。
※16	LL ブック	「LL」とは、スウェーデン語の「Lattlast（分かりやすく読みやすい）」の略で、「LL ブック」は、読むことに困難を感じている人に合うよう、分かりやすく読みやすい形で書かれた本のこと。 (「Lattlast」の表記は、正しくは2つの「a」の上にウムラウト記号が付く)
※17	デイジー図書	「デイジー」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「利用しやすい情報システム」のこと。デイジー図書の特徴は、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、最新の圧縮技術で一枚の CD に 50 時間以上も収録が可能である、音声にテキストや画像を同期させることができる等がある。
※18	通級	小・中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の通常の学級に籍をおき、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた個別の指導を通常の学級以外の場（通級指導教室等）で受ける指導形態のこと。

※19	リーディングスタッフ（特別支援教育コーディネーター）	障がいのある幼児・児童・生徒の指導・支援方法や、支援に向けた校内体制構築に関する助言のため、小・中学校等への訪問相談や教員研修の支援を行うなど、府内の支援教育推進のけん引役として指導的な役割を果たす教員。
※20	特定書籍	著作権法第 37 条第 1 項又は第 3 項本文の規定により製作される視覚障がい者等が利用しやすい書籍。
※21	特定電子書籍	著作権法第 37 条第 2 項又は第 3 項本文の規定により製作される視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等。
※22	音声デイジー	音声データに章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加し、デイジー再生機等で読み上げさせて聴くことができるもの。
※23	対面朗読（リーディング）	視覚による読書に困難を感じている人を対象として、本や雑誌等を代読すること。
※24	レファレンスサービス	資料や情報を求める利用者に対して、図書館の資料やデータを使って文献の紹介・提供などを行うサービス。

參考資料

アクセシブルな書籍・電子書籍等の例（視覚障がい者等が利用しやすい書籍）

1	点字図書 (用語集より再掲)	6つの点を組み合わせて、文字や記号、数字、アルファベットを表す点字で記された図書。 点字と点図（点を使って図や絵を表したもの）を使った点訳絵本もある。
2	録音図書 (用語集より再掲)	耳で聴いて読書できるように、墨字（活字）の文章を声に出して読み、その音声を収録したもの。再生機を使用する。
3	拡大図書 (用語集より再掲)	弱視の人などが読みやすいよう、通常の書籍より文字や図を拡大して製作された図書。
4	触る絵本	さまざまな材料を用いて盛り上がった形の挿絵を作り、それを貼り付けるなどして、指で触って絵が分かるようにした絵本。
5	布の絵本	触る絵本の一つで、厚地の台布に絵の部分を縫い付けたり、貼り付けたりし、マジックテープやボタン、ファスナー、紐等を用いて、留めたり、外したり、結んだりできるようにしたもの。
6	LLブック (用語集より再掲)	「LL」とは、スウェーデン語の「Lattlast（分かりやすく読みやすい）」の略で、「LLブック」は、読むことに困難を感じている人に合うよう、分かりやすく読みやすい形で書かれた本のこと。 (「Lattlast」の表記は、正しくは2つの「a」の上にウムラウト記号が付く)
7	デイジー図書 (用語集より再掲)	「デイジー」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「利用しやすい情報システム」のこと。デイジー図書の特徴は、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、最新の圧縮技術で一枚のCDに50時間以上も収録が可能である、音声にテキストや画像を同期させることができる等がある。
8	音声デイジー (用語集より再掲)	音声データに章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加し、デイジー再生機等で読み上げさせて聴くことができるもの。
9	テキストデイジー	本文のテキストに見出し等の文書構造や画像を付加したもの。テキストデータに章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加し、デイジー再生機等の音声合成機能で読み上げさせて聴くことができる。
10	マルチメディア デイジー	本文のテキストに音声データと見出し等の文書構造や画像を付加したもの。章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加しているほか、音声を同期させることで、読み誤りなく作成できる。

11	テキストデータ	文字コードだけで構成された文字列や文書のデータ。ワープロデータのように書体や行間などの情報を含まないもの。
12	電子書籍 (用語集より再掲)	電磁的に記録され、電子端末機器を用いて読めるようにした書籍。動画や音声再生可能なものもある。電子書籍には、あらかじめ固定されたレイアウトで表示される「固定レイアウト型」と端末の画面に合わせて自動表示され、文字の大きさも変更できる「リフロー型」がある。
13	オーディオブック	書籍等の文章を読み上げ又は口演し、必要に応じて効果音及び BGM等を付与することにより、利用者が耳で聴くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツ。文字を目で読んで情報を得られる電子書籍とは異なり、オーディオブックは利用者の視界を占有しないこと及び発音、抑揚等の発声技術を駆使した表現が可能となること等の特徴がある。

読書支援機器の例（視覚障がい者等の読書を支援するための機器（道具））

1	デジプレーヤー（録音再生機器）	デジ図書（電子図書）を音声で再生して聴くための機器。パソコンやタブレット、スマートフォンで再生できるようにするアプリケーションなどもある。
2	アプリケーション	文書編集、表計算、ゲームなど、特定の目的に使用するために作成されたコンピュータソフトウェア。アプリともいう。
3	拡大読書器 (用語集より再掲)	カメラで撮影した文字や画像を拡大したり、背景と文字を白黒表示することにより、読み書きを支援する機器。据置型と持ち運びができる携帯型などがある。
4	音声読書器	印刷物を読み取り、文字を音声で読み上げる読書機器。拡大が可能な機器もある。
5	活字文書読上げ装置	音声コードの情報を読み上げる機器。
6	電子書籍リーダー	電子書籍を読むための機器。
7	リーディングトラッカー	ページの読みたい行にあてることにより、視点を集中して読書を行うことができる道具。
8	ルーペ	小さな文字を大きくしてみるレンズ。持つルーペ、携帯用のルーペ、置き型のルーペやライトを搭載したものなどもある。

参考データ

(別表1) アクセシブルな書籍等の所蔵数(府立図書館及び府立点字図書館の合計点数)

	R2 末	R6 末
デージー図書 (マルチメディアデージー含む) (巻)	13,071	15,054
大活字本 (冊)	3,879	4,713
LLブック (冊)	79	104
点字図書 (点字・音声雑誌含む) (冊)	17,771	19,517
テープ図書 (巻)	18,936	19,008
手話・字幕入りビデオ (巻)	65	74
プレーンテキスト	2	4
所蔵合計点数	53,803	58,474

(別表2) アクセシブルな書籍等の製作数(府立図書館及び府立点字図書館の合計点数) (件)

	R2 末	R3 末	R4 末	R5 末	R6 末
製作点数	1,280	1,141	1,105	1,072	907

※注：別表2の製作点数は、カセット図書の利用減少により新規製作を行わなくなったことに加え、カセット図書がタイトル数ではなく必要巻数で計上されていること、デジタル媒体への移行が進んだことから、1点あたりに収録できる情報量が増加したこと、さらに専門書など製作に時間を要する資料へのリクエストも増加していることなどから、減少傾向にあります。

(別表3) アクセシブルな資料やデータの提供数 (件)

	R2 末	R3 末	R4 末	R5 末	R6 末
国立国会図書館への提供 (※1)	46	44	58	45	49
サピエ図書館への提供 (※2)	314	296	271	280	273

※1 府立図書館から提供した件数

※2 府立点字図書館から提供した件数

※注：別表3の提供数には、国立国会図書館やサピエ図書館に新たに提供した未登録資料のみを計上しています。なお、個人からの製作依頼によって作成された資料は、国立国会図書館やサピエ図書館への提供基準を満たさないものもあるため提供を行っていない資料は提供数に含めていません。

(別表4) 府立図書館における貸出等実績

		R3	R4	R5	R6	
貸出実績 上段：中央図書館 下段：中之島図書館	協力貸出 (冊)	57,415 3,162	58,434 3,325	54,694 3,332	51,567 2,825	
	市町村読書会 (冊)	624 -	718 -	457 -	495 -	
	高等学校図書館 (冊)	1,010 -	817 -	636 -	502 -	
	府域公共図書館以外 (冊)	1,459 116	1,388 98	1,466 114	1,343 110	
	計	60,508 3,278	61,357 3,423	57,253 3,446	53,907 2,935	
他館から借受実績 (冊) 上段：中央図書館、下段：中之島図書館		1,388 822	1,476 1,073	1,476 931	1,227 838	
録音図書による 貸出実績 (中央図書館)	借受 貸出	タイトル数 (冊)	2,618	3,664	2,383	1,925
		巻数 (巻)	3,812	8,670	2,673	2,186
	協力 貸出	タイトル数 (冊)	683	729	580	501
		巻数 (巻)	689	739	580	501
国立国会図書館視覚障害 者等用データ送信サービス (中央図書館)	音声デジター (件)	12,633	13,675	14,776	11,265	
	テキストデータ (件)	1	3	0	0	

(別表5) 職員研修開催の開催実績(府立中央図書館)

		R3	R4	R5	R6
館内職員研修 (手話研修)	初級講座	全 22 回	全 22 回	全 22 回	全 23 回
	中級講座	全 44 回	全 22 回	全 22 回	全 24 回
障がい者接遇研修 (インターネット配信)		R3.6~R4.1	R4.7~R5.3	R5.7~R6.3	R6.4~R7.3
障がい者サービス基本研修		1回(R3.6)	1回(R4.6)	1回(R5.5)	1回(R6.5)
障がい者サービス実務研修		2回(R3.11)	2回 (R4.10・12)	2回(R5.10)	2回(R6.10)
公立図書館と学校との合同 研修(インターネット配信)		全 5 回 (うち 2 回は再 配信)	全 5 回 (うち 2 回は再 配信)	全 5 回 (うち 2 回は再 配信)	全 5 回 (うち 2 回は再 配信)
司書セミナー(特にバリアフリー関 連をテーマとしたものの回数)		1回(R3.11)	1回(R4.10)	1回(R6.2)	1回(R6.10)
障がい者サービス担当者情報交 換会		1回(R4.3)	1回(R5.3)	1回(R6.3)	1回(R7.3)

※カッコ内は開催月

※障がい者サービス基本研修：R3年度はインターネット配信による開催(6月1日~6月30日)

(別表6) 大阪府立高等学校図書館への貸出実績(府立中央図書館)

	R3	R4	R5	R6
対象校(校)	28	32	37	41
貸出実績冊数(冊)	1,010	817	636	502
搬送協力市	松原市・四條畷市・交野市・和泉市・八尾市・門真市・東大阪市・堺市・大阪 市・茨木市・枚方市・羽曳野市・寝屋川市			

(別表7) 点訳者や音訳者等養成講座の開催実績 (府立点字図書館)

		R3	R4	R5	R6
点訳奉仕員 (ボランティア)中級 養成講座	実施回数/ 参加者数	24/13	24/20	24/10	24/6
朗読奉仕員 (ボランティア)中級 養成講座	実施回数/ 参加者数	24/27	24/15	24/13	24/8

(別表8) 周知・体験イベントの開催実績 (来場者数) (人)

	R3	R4	R5	R6
①「見て、聴いて、さわって楽しむ読書の世界」	125	134	146	180
②「共に生きる障がい者展」	—	318	230	275

①府立中央図書館開催の「見て、聴いて、さわって楽しむ読書の世界」において、読書支援機器の展示・体験を実施 (毎年2日間開催)

②福祉部開催の「共に生きる障がい者展」において、読書支援機器の展示・体験を実施 (毎年2日間開催のうち1日)

※R3「共に生きる障がい者展」は、ホームページでの開催のため来場者不明

(別表9) パソコン利用者への支援実績 (府立中央図書館)

	R3	R4	R5	R6
指導時間数 (時間)	11	16	11	6
利用時間数 (時間)	313	219	526	489
延べ利用者数 (人)	92	85	263	194

(別表10) 障がい者サービス研修の開催実績 (府立中央図書館) (実施回数/参加人数)

	R3	R4	R5	R6
障がい者サービス基本研修 (職員向け)	1/86	1/35	1/22	1/28
障がい者サービス実務研修 (職員向け)	2/13, 15	2/9, 14	2/16, 11	2/10, 14

※障がい者サービス基本研修：R3年度はインターネット配信による開催(6月1日～6月30日)

大阪府内のサピエ図書館加入施設一覧（2025.11 現在）

	名称	備考
1	大阪府立中央図書館	大阪府
2	大阪府立大阪北視覚支援学校	支援学校
3	大阪府立大阪南視覚支援学校	
4	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター点字図書館	点字図書館 (公立)
5	大阪市立早川福祉会館点字図書室	
6	堺市立健康福祉プラザ 視覚・聴覚障害者センター	
7	大阪市立中央図書館	市町村立 図書館
8	豊中市立岡町図書館	
9	池田市立図書館	
10	豊能町立図書館	
11	吹田市立千里山・佐井寺図書館	
12	摂津市民図書館	
13	茨木市立中央図書館	
14	枚方市立中央図書館	
15	大東市立中央図書館	
16	四条畷市立図書館	
17	東大阪市立永和図書館	
18	松原市民図書館	
19	八尾市立八尾図書館	
20	藤井寺市立図書館	
21	羽曳野市立陵南の森図書館	
22	富田林市立金剛図書館	
23	河内長野市立図書館	
24	大阪狭山市立図書館	
25	岸和田市立図書館	
26	泉大津市立図書館	
27	貝塚市民図書館	
28	有限会社リポート	民間施設
29	JBS 日本福祉放送	
30	日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンター	
31	日本ライトハウス情報文化センター	
32	豊中点訳会	
33	点訳グループ「いちご」	
34	特定非営利活動法人デイジー枚方	
35	日本ライトハウス点字情報技術センター	
36	大阪YWCA点字子ども図書室	

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年法律第四十九号 令和元年6月28日公布・施行)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）

○文部科学省 ホームページアドレス

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00822.html



○厚生労働省 ホームページアドレス

https://www.mhlw.go.jp/stf/syougai_dokusyo_keikaku2.html



著作権法（抜粋）

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。

3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

国立国会図書館

○国立国会図書館サーチ

ホームページアドレス <https://iss.ndl.go.jp/>

○みなサーチ

ホームページアドレス <https://mina.ndl.go.jp/>

※みなサーチは、目の見えない方・見えにくい方、活字の図書を読むのが難しい方など、さまざまな障害のある方が、利用しやすい形式の資料を探ることができるサービスです。



サピエ図書館

ホームページアドレス

[https://library.sapie.or.jp/cgi-](https://library.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1MNI?S00101=S00MNU01&S00102=H0kPIdqmr+tM&S00103=GhE+70VHZN)

[bin/CN1MNI?S00101=S00MNU01&S00102=H0kPIdqmr+tM&S00103=GhE+70VHZN](https://library.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1MNI?S00101=S00MNU01&S00102=H0kPIdqmr+tM&S00103=GhE+70VHZN)



大阪府立図書館

○大阪府立中央図書館

場所 東大阪市荒本北1-2-1

電話番号 06-6745-0170 (代表)

06-6745-9282 (障がい者支援室直通)

ホームページアドレス

<http://www.library.pref.osaka.jp/site/central/>

(トップページ)

<http://www.library.pref.osaka.jp/central/taimen/index.html>

(障がい者サービスのページ)



○大阪府立中之島図書館

場所 大阪市北区中之島1-2-10

電話番号 06-6203-0474 (代表)

ホームページアドレス <http://www.library.pref.osaka.jp/site/nakato/>



○大阪府立中央図書館の利用案内（令和7（2025）年度版）

場所 東大阪市荒本北1-2-1

大阪府立図書館ホームページ <http://www.library.pref.osaka.jp/>

開館時間 火曜日から金曜日までは午前9時から午後7時まで。土曜日・日曜日、国民の祝日・休日は午前9時から午後5時まで

休館日 毎週月曜日（国民の祝日・休日のときは開館し、その次の日が休館）。

毎月第2木曜日（ただし、7月・8月及び祝日は開館）。

年末年始（12月29日～1月4日）

○視覚障がい者の皆さんへ

大阪府立中央図書館では大阪府内にお住まい・通勤・通学の視覚障がい者の皆さんに利用していただけるよう、対面朗読、墨字図書・録音図書・点字図書の郵送貸出、パソコン利用などのサービスを無料で行なっています。どうぞ気軽にご利用ください。

問合せ先 障がい者支援室

電話 06-6745-9282（直通）

最寄りの駅 近鉄けいはんな線（地下鉄中央線経由）荒本駅。図書館へは大阪寄りの1番出口の階段を上がって右へ300メートル、交差点を右折、200メートル進み、信号を左に渡って正面が図書館です。なお、駅から図書館まで点字ブロックが敷設されています。荒本駅から地上へは、エレベーターも設置されています。

駐車場 平面駐車場が83台（うち、車いす使用者用1台）、地下駐車場が25台（うち、車いす使用者用2台、ゆずりあい区画2台）あります。1階総合案内で、障がい者手帳などをお見せくだされば、無料サービス券をお渡しします。

<利用の申込み>

最初に登録が必要です。その際、住所・名前などの確認のため障害者手帳をお見せください。来館が困難な方は、手帳のコピーをお送りください。以後のご利用は、電話や手紙などでお名前と用件を伝えていただければ結構です。手紙は点字でもお受けします。

<サービスの内容>

1 対面朗読

ご希望の資料(図書館所蔵の資料及びそれに準ずる資料)を対面朗読室でお読みします。2日前までに、ご希望の資料名と来館日時をお知らせください。対面朗読室には、音声読み上げソフトの入ったパソコン、点字ディスプレイ、デイジー図書録音機などがあります。録音機器の持ち込みも可能です。朗読者は当館で採用した人たちで、プライバシーを守ることが義務づけられています。なお、オンラインによる遠隔対面朗読も実施しています。

2 郵送貸出

墨字図書、録音図書、点字図書の郵送貸出をしています。郵送料は無料です。当館に所蔵していない墨字図書の場合は、府内の公共図書館から借り受けて提供することができます。録音図書、点字図書については、全国の視覚障害者情報提供施設(点字図書館など)や公共図書館から借り受けて提供することができます。

また、音楽CDや落語CDも郵送貸出をしています。

貸出期間は、郵送の往復日数を含めて、録音図書・点字図書が5週間、墨字図書が3ヶ月、CDは3週間です。貸出点数は12点までです。

なお、パソコンをお持ちの方は自宅からインターネットを利用して当館の蔵書検索及び郵送貸出申込ができます。当館ホームページの蔵書検索画面には、音声読み上げソフト対応のものも用意しています。詳しい説明が必要な方は障がい者支援室までお問い合わせ下さい。

3 墨字図書新着資料の情報提供

当館で新しく受け入れた墨字図書の中から医学、社会福祉及び文学を中心に選択したリスト『墨字図書新着案内』を年4回「点字版」と「録音版」(デイジーまたはカセットテープ)で発行しています。新着墨字図書の情報または対面朗読利用の参考としてお使い下さい。ご希望の方にはお送りしますのでお申し込み下さい。

4 大活字本の貸出

大きな文字で書かれた大活字の本を1階の小説読物室に置いています。これらの本も貸出できます。

5 各種読書支援機器の利用

弱視の方のために、拡大読書器を各階の閲覧室及び対面朗読室に備えています。また、拡大機能のついた音声読書器やデイジー再生機器もご利用いただけます。

6 所蔵資料調査・読書相談

調べ物や、そのほか図書館の利用について、わからないことがありましたらお気軽に障がい者支援室までお問い合わせ下さい。

7 国立国会図書館 視覚障害者等用資料の利用

国立国会図書館では所蔵する学術文献を視覚障がい者からの申込みにより、デージー図書・テキストデータとして製作し、貸出をしています。当館はその利用申込窓口指定されています。

また、国立国会図書館による、学術文献録音図書と公共図書館など製作の点訳図書データ・デージー図書データ・テキストデータ・EPUB形式の電子書籍などの送信サービスを対面朗読室でもご利用いただけます。なお、マラケシュ条約締約国である外国において製作された視覚障害者等用データは、国立国会図書館を通じて利用することができます。当館を通じて国立国会図書館に問い合わせすることもできますのでご相談ください。

8 パソコン利用サービス

パソコンを利用して、音声や点字、拡大画面での蔵書検索、資料の閲覧などができます。初めての方には職員が利用方法を説明しますので、事前にご連絡ください。

- (1) ホームページの閲覧と検索…大阪府立図書館や全国の図書館の蔵書検索、出版情報や図書館での調べものなどに、音声でホームページの閲覧ができます。
- (2) オンラインデータベースやCD-ROMの利用…新聞記事・雑誌記事、法律や医学などの各種オンラインデータベース、辞書や百科事典など障がい者支援室及び各主題室所在のCD-ROMをご利用いただけます。
- (3) 点訳ソフト・デージー再生ソフトの利用…「サピエ」や「国立国会図書館」所蔵の点訳図書データ・デージー図書データなどを閲覧いただけます。
- (4) その他、各種視覚障がい者用機器・ソフトの利用

<当館所蔵資料>

点字版「大阪府政だより」や大阪府内の各市の点字広報紙、「点字毎日」や「点字ジャーナル」「視覚障害」といった点字新聞・雑誌のほかに、参考図書として点字版の国語辞典や英和辞典などがあります。録音図書については購入・寄贈により受入したデージー図書のほか、当館で製作したものもあります。ほかに、子ども向けの点字の本やマルチメディアデージー図書などもあります。詳しくは障がい者支援室までお問い合わせください。

<所蔵点数> (2025年3月現在)

録音図書 (デージー)	約 1760 タイトル
点字図書 (一般書)	約 140 タイトル
大活字本	約 4750 冊
墨字図書	約 215 万冊
CD	約 15000 点
DVD	約 3340 点

<建物の概観>

敷地面積約1万8500㎡、建築面積約6426㎡、延床面積3万770㎡、地上4階、
地下2階の鉄骨鉄筋コンクリート造

地下2階・・・書庫および駐車場

地下1階・・・書庫

1階・・・障がい者支援室、貸出・返却カウンター、こども資料室、小説読物室、国際
児童文学館、食堂、セルフカフェコーナー、カームダウン・クールダウンス
ペース

CDおよびDVDは小説読物室にあります。

他に384席ある貸ホール（ライティホール）も併設されています。

2階・・・複写カウンター、新聞コーナー、貸会議室、研究室、リフレッシュルーム
（自動販売機があり、スマホやパソコンの充電が可能な休憩室）

3階・・・社会・自然系資料室、屋上庭園

4階・・・人文系資料室

※多機能トイレは、1階から4階までの各階にあります。

大阪府内の点字図書館

○大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター点字図書館

場所 大阪市東成区中道1-3-59

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内 視覚障がい者支援センター2階

電話番号 06-6748-0611 (直通)

06-6748-0609 (貸出専用)

ファックス番号 06-6748-0631 (直通)

メールアドレス tosyol@fushikyo.or.jp

ホームページアドレス <http://fushikyo.or.jp/tosyokan/tosyokan.html>



○大阪市立早川福祉会館点字図書室

場所 大阪市東住吉区南田辺1-9-28 早川福祉会館3階

電話番号 06-6622-0123

ファックス番号 06-6622-0020

メールアドレス hayakawa-f@k2.dion.ne.jp

ホームページアドレス <http://www.lighthouse.or.jp/hayakawa/>



○社会福祉法人日本ライトハウス情報文化センター

場所 大阪市西区江戸堀1-13-2

電話番号 06-6441-0015 (代表)

06-6441-0139 (図書貸出)

06-6441-0039 (対面リーディング、用具・機器)

ファックス番号 06-6441-0095 (代表)

06-6441-0125 (図書貸出)

06-6441-1126 (対面リーディング、用具・機器)

メールアドレス info@iccb.jp (代表)

book@iccb.jp (図書貸出)

enjoy@lighthouse.or.jp (対面リーディング、用具・機器)

ホームページアドレス <http://www.lighthouse.or.jp/iccb/>



○堺市立健康福祉プラザ点字図書館

場所 堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1

電話番号 072-275-5024

072-275-5027 (図書貸出予約)

ファックス番号 072-243-2222

ホームページアドレス <http://www.sakai-kfp.info/eye/index.cgi>

